

令和2年度 介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

通所介護

地域密着型通所介護

認知症対応型通所介護

介護予防通所サービス

目 次

(地域密着型) 通所介護・認知症対応型通所介護・介護予防通所サービス

【(地域密着型) 通所介護・認知症対応型通所介護・介護予防通所サービス】

通所介護・地域密着型通所介護人員基準	1
生活相談員の配置 (イメージ)	1
介護職員の配置 (イメージ)	2
認知症対応型通所介護人員基準	2
2 時間以上 3 時間未満の通所介護 (密着含む)	3
個別機能訓練加算	4
A D L 維持等加算	5

通所介護・地域密着型通所介護 人員基準

職種	人員基準
管理者	常勤専従1名（支障が無い場合は兼務可）
生活相談員	提供日ごとに、サービス提供時間帯に勤務している生活相談員の勤務時間数の合計が、サービス提供時間数以上確保されている。
看護職員	単位ごとに1以上 ※ 地域密着型通所介護の利用定員が10人以下の場合には、看護職員及び介護職員の員数を、単位ごとに、サービス提供時間≦提供時間帯の看護職員又は介護職員の勤務延時間とすることができる。
介護職員	【利用者数が15人以下】 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 = 平均提供時間数× 【利用者数が16人以上】 単位ごとに確保すべき時間数 ≥ $((\text{利用者数} - 15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$ ※ 平均提供時間数・利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除した数
機能訓練指導員	1以上

※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない。

生活相談員の配置（イメージ）

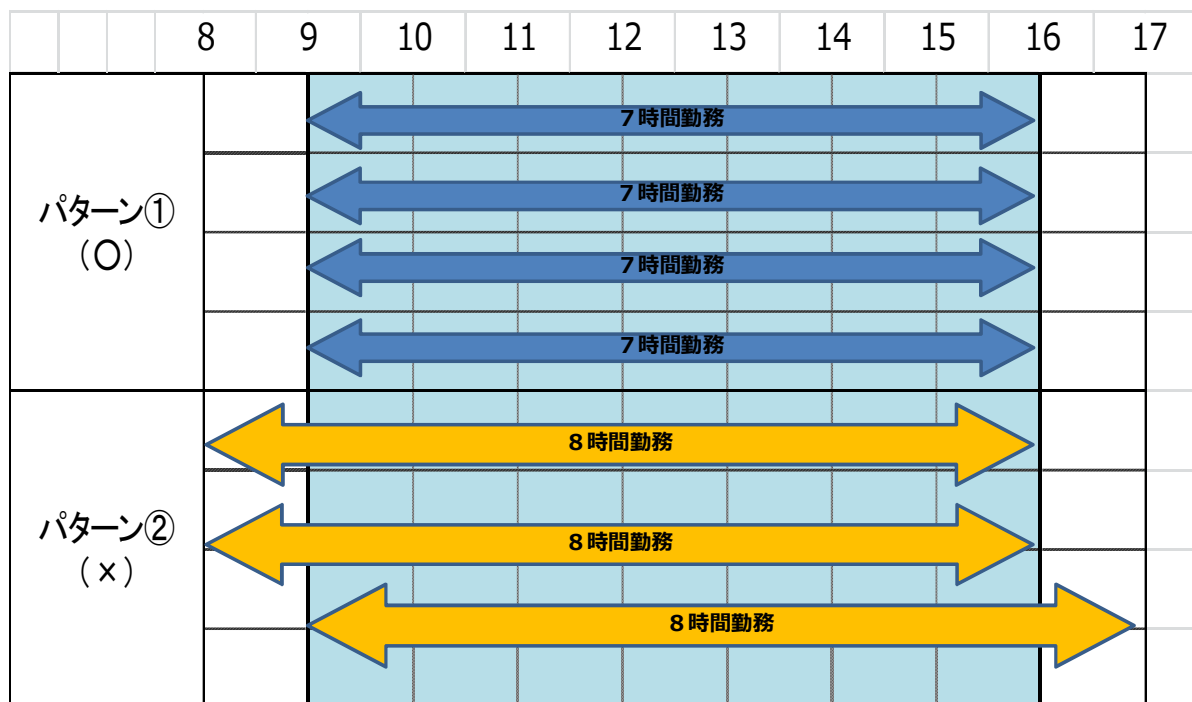
営業時間（8時から17時）

サービス提供時間（9時から16時）の事業所の場合

		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
パターン① (○)	Aさん		← 7時間勤務 →									
パターン② (○)	Aさん		← 3時間勤務 →									
	Bさん					← 4時間勤務 →						
パターン③ (○)	Aさん		← 4時間勤務 →									
	Bさん		← 3時間勤務 →									
パターン④ (×)	Aさん		← 7時間勤務 →							不足		

介護職員の配置（イメージ）

営業時間8～17時／サービス提供時間9～16時／定員30人の事業所の場合



サービス提供時間内の勤務延時間の合計は21時間のため不足する。

認知症対応型通所介護 人員基準

職種	人員基準
管理者	常勤専従1名（支障が無い場合は兼務可） （認知症対応型サービス事業管理者研修修了者）
生活相談員	提供日ごとに、サービス提供時間帯に勤務している生活相談員の勤務時間数の合計が、サービス提供時間数以上確保されている。 （提供日ごとに確保すべき勤務延時間＝提供時間数）
看護職員 又は 介護職員	単位ごとに 専ら認知症対応型通所介護の提供にあたる看護職員 又は介護職員が1以上 及び サービス提供時間帯に勤務している看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を、認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上
機能訓練指導員	1以上

※生活相談員・看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない

2時間以上3時間未満の通所介護（密着型含む）

下記の利用者に対して、2時間以上3時間未満の指定通所介護・地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を行う場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定。

【対象となる利用者】

- ・心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である
- ・病後等であるため短時間の利用から始め、長時間利用に結び付けていく必要がある

など、利用者側のやむを得ない事情により長時間サービス利用が困難な者

- 例）
- ・長時間座位を保つことができない臥床状態にある
 - ・認知症の行動障害により長時間いられない
 - ・退院直後で著しい体力低下があるため、まずは3時間未満のサービス利用から始める

2時間以上3時間未満の通所介護（密着型含む）

!!注意!!

当日の体調不良などにより、所要時間が3時間未満になる場合は、介護報酬の算定の**対象外**となります。

（請求していた場合は返還が必要。）

個別機能訓練加算

個別機能訓練加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は、それぞれの目的・趣旨が異なり、目標を明確に訓練を実施する必要があります。

個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）
利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、 <u>身体機能の向上を目指すもの。</u>	利用者が住み慣れた地域において可能な限り自立して暮らし続けるよう ① 体の働きや精神の働きである「心身機能」 ② ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」 ③ 家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」といった <u>生活機能の維持向上を図るもの。</u>
座る・立つ・歩く などができることが目標	週に1回囲碁教室に行く、商店街に買い物に行く、料理を作るなど具体的な生活行為の達成が目標

機能訓練指導員の配置

個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）
<p>提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置。</p> <p>常勤の理学療法士等が配置されていない曜日については加算の算定はできない。</p>	<p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置。</p> <p>特定の曜日だけ理学療法士等配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが加算の算定ができる。</p>

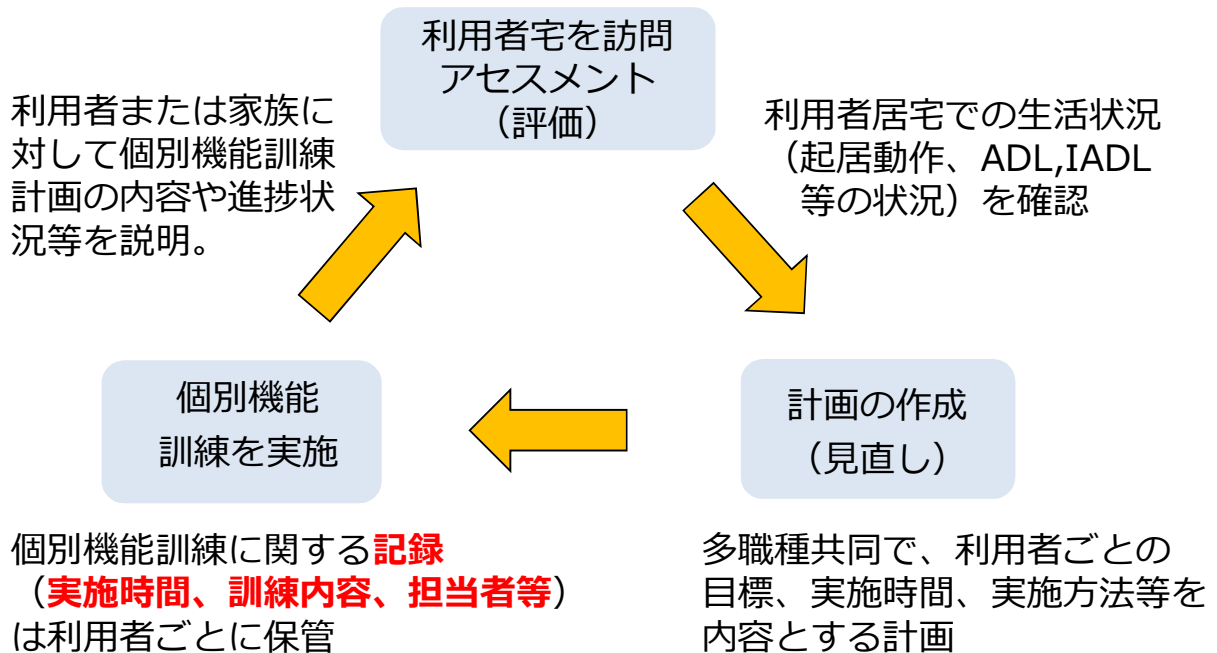
	月	火	水	木	金	土	日
A（常勤・機能訓練指導員）	○	○	○	×	○	○	×
B（常勤・看護師）	○	○	○	—	○	○	×
B（常勤・機能訓練指導員）	—	—	—	○	—	—	×
C（非常勤・看護職員）	—	×	—	△	—	—	×
C（非常勤・機能訓練指導員）	△	×	△	—	△	△	×

営業時間8:00から17:00 サービス提供時間9:00から16:00まで

○：8:00から17:00まで勤務 △：9:00から12:00まで勤務 ×：休み

個別機能訓練の主な流れ

3か月ごとに1回以上下記の事項を行う



ADL維持等加算

以下の要件を満たす通所介護（地域密着型通所介護）の利用者全員について、評価対象期間（前々年度の1月から12月までの1年間）終了後の4月から算定。

算定要件	
(1)評価対象者数	①評価対象利用期間（評価対象期間に連続して6月以上利用した期間）のある要介護者の数が 20人以上
(2)重度者の割合	①のうち、評価対象利用期間の最初の月（評価対象利用開始月）において、要介護度が3、4または5である者の数が 15%以上 含まれる
(3)直近12月以内に認定を受けた者の割合	①のうち、評価対象利用開始月の時点で初回の要介護・要支援認定があった月から起算して12月以内である者の数が 15%以下
(4)評価報告者の割合	①のうち、 評価対象利用開始月と当該月から起算して6月目 に事業所の機能訓練指導員が Barthel Indexを測定(※) し、その結果を厚生労働省に当該測定を提出している者の数が 90%以上 ※当該加算の算定を申し出た場合、必ずBarthel Indexの測定が必要になる。
(5)ADL利得の状況	(4)の提出者のうち、ADL利得(※)が上位85%以上（端数切り上げ）の者について、以下の区分ごとに定める値を合計して得た値が 0以上 ※ADL利得＝ 評価対象利用月から起算して6月目のADL値－評価対象利用開始月のADL値 1. ADL利得が0より大きい利用者 1 2. ADL利得が0の利用者 0 3. ADL利得が0未満の利用者 -1